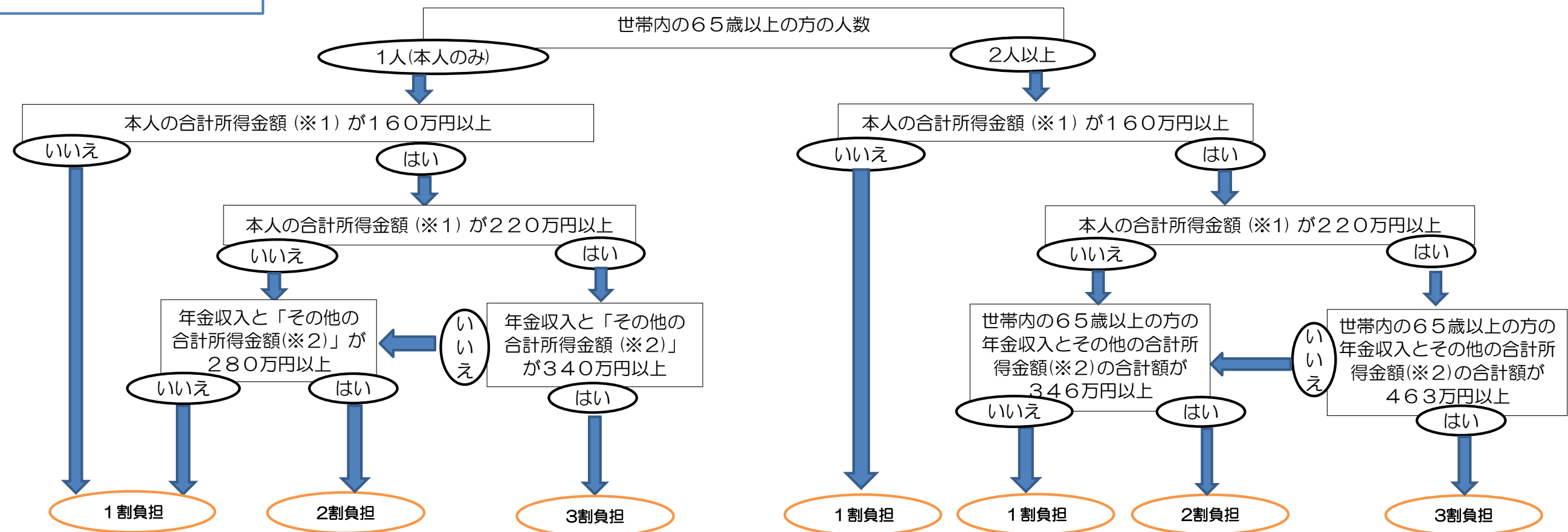


負担割合(1割・2割・3割)の判定基準



※1 合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法は異なる)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額。

※2 その他の合計所得金額：給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額。

よくある問い合わせ

Q.2割負担や3割負担になると、支払う金額が2倍や3倍になるの？

A.高額介護サービス費として、上限額を超えた分については払い戻しがあるため、2割負担や3割負担となった方すべての負担が2倍や3倍になるわけではありません。(高額介護サービス費の対象者の要件については、右記の「高額介護サービス費の支給申請について」に記載してあります。)

Q.わたしが、高額介護サービス費として払い戻しが受けられるのか分からない。

A.払い戻しが発生する方については、申請が必要な旨の案内を郵送にてさせていただきます。

Q.郵送にて高額介護サービス費による払い戻しの対象という案内がきたら、どのような手続きをしたらいいの？

A.高額介護サービス費支給申請書の提出が必要です。(市の窓口申請書を提出してください。)一度、申請すれば指定された口座に継続して支給しますので、2回目以降の申請は不要です。

高額介護サービス費の支給申請について

1ヶ月に支払った介護サービスの自己負担の合計額が一定の上限を超える場合、超えた分が「高額介護サービス費」として払い戻されます。

※ 住宅改修費、福祉用具購入費や施設の食費・居住費(滞在費)、日常生活費等は含みません。

※ 上限額は、世帯内に複数の利用者がいる場合は世帯合計となります。

区 分 (※2)	自己負担額の上限	
	個人	世帯
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円	140,100円
課税所得380万円(年収約770万円)以上	93,000円	93,000円
課税所得690万円(年収1,160万円)未満		
市民税課税で課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円	44,400円
市民税非課税世帯	24,600円	24,600円
本人の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が80.9万円以下	15,000円	
老齢福祉年金受給者		
生活保護受給者	15,000円	15,000円